

告 示

埼玉県告示第九十二号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市川面地内

四 作業期間

令和五年十二月十三日から令和六年二月二十九日まで